

給料等の差押金額計算書

滞納者の給料等のうち、国税徴収法第76条第1項の規定により差押えが禁止される部分がありますので、次の方法によって原村へ入金する金額を求めてください。入金額は「実際の金額・人数」の緑色に塗られた部分を入力することで自動計算されます。原村への入金額の欄に表示された金額（黄色に塗られた部分の金額）を入金してください。※1

滞納者氏名： ○○ ○○
給料等支給年月： ○年○月

項目		実際の金額・人数	計算額
給料等支給額（総支給額）		359,665	359,000
国税徴収法 第76条第1項 の規定による 差押禁止 額	1号	源泉所得税額	8,000
	2号	住民税額（特別徴収税額）	18,000
	3号	社会保険料及び雇用保険料 ※2	54,000
	4号	国税徴収法施行令第34条の 金額（生計維持費用）※3	203,000
	5号	【（総支給額） - （1号+2号+3号+4号）】 × 20/100 ただし、4号×2の金額を限度とする。	16,000
	禁止額の計 1号+2号+3号+4号+5号		
差押可能額（総支給額 - 差押禁止額）※4			60,000
振込手数料 ※5		0	

原村への入金額	60,000円
----------------	----------------

【注意事項】

- ※1 該当者の承諾や生活状況の取立てについて当村から滞納者に連絡を要する場合があります。
- ※2 健康保険・厚生年金保険料は滞納者の負担となります。
- ※3 人数と金額は別途債権差控通知書に記載の通りです。
- ※4 取立ての履行状況確認のため滞納者に連絡を要する場合があります。
- ※5 指定口座に送金する場合、振込手数料は掛かりません。
- ※6 この計算書は2通作成し、滞納者へ送付いたします。

計算例

- ・ 総支給額 359,665円
- ・ 所得税 7,740円
- ・ 住民税 17,500円
- ・ 3人世帯
- ・ 納付書による支払（振込手数料0円）の場合

原村住民税務課税務係
電話番号：0266-79-7923（直通）